

教育委員会制度改革 に関する意見

岐阜市教育長
早川三根夫

批判と反論

世の中の批判

分かりにくい組織

責任の所在があいまい

対応が遅い

首長の意向が反映しない

教育長の反論

複雑でよくできた組織

責任者と覚悟して遂行

個別の問題

うまく連携している

「(抜本的)改革が必要」が前提の論議

1. 権限と責任の明確化

「教育長を責任者に」は、
現状の追認



(1) 罷免権と中立性の確保の関係



(2) 教育委員会の会議の位置づけ

教育長を責任者に



①教育のスポークスパーソン
説明責任
→教育に関心を引き起こす

②政策決定の迅速化



①権限の集中

②政策決定過程の
透明性の低下

(1) 罷免権と中立性の確保(現行)

罷免(7条)...本人の意に反して

- 心身の故障、非行、職務上の義務違反

住民による解職請求(8条)

- →辞職、罷免

失職(9条)

辞職(10条)

任命権→罷免権

首長が
同一

- 任命責任

首長が
交代

- 意見が合わないから
罷免？
- 業績が悪いから罷免？

教育委員の任期

1期 1年目	2年目	3年目	4年目	2期 1年目	2年目	3年目	4年目
A 教育 委員長							
	B 職務 代理者						
		C教育長		C 辞職 F教育長		F 2期目	
			D				
			E				

任期と罷免の要件

	罷免の要件 の拡大	7条に限定 (現行)
首長と任期 を合わせる	政治的 任命責任	選挙で教育長名 が争点に
首長と任期を 合わせない (現行)	罷免の要件を 限定すべき	独立的 (現行)

(2) 教育委員会の会議の位置づけ

① 決定機関か諮問機関か



② 教育委員長は必要か



③ 内容ある協議ができる仕組みをどう作るか

①決定機関か諮問機関か

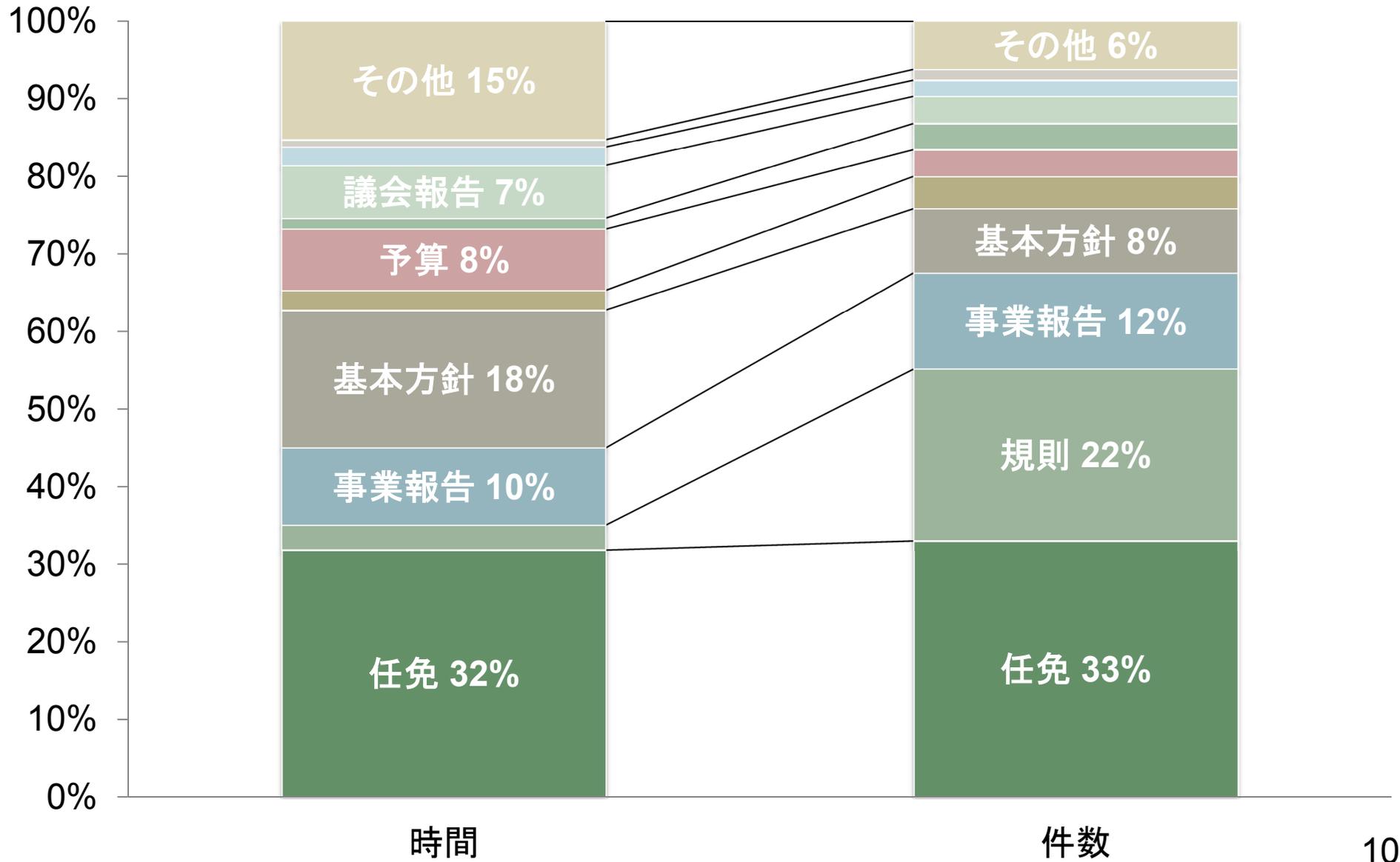
- 現行教育委員会には決定権があるから重視
- 決定権のない教育委員会は軽視
- 教育長に委任することができない事務(26条2項)を精選した上で、中立性の確保のため合議制の執行機関として存続



- ②決定機関なら「教育委員長」は必要

岐阜市教育委員会の議事内容

- 任免
- 規則
- 事業報告
- 基本方針
- 教科書
- 予算
- 情報公開
- 議会報告
- 条例
- 文化財
- その他



③内容ある協議ができる仕組みをどう作るか (26条2項)

教育委員会の会議に決定権

- ・ 処分
- ・ 点検
- ・ 教科書採択
- ・ 学校の統廃合など

教育長の専決事項

- ・ 法律、条例等の改正による
文言の修正
- ・ 任免など

- 法律に規定された事項を精選し、教育長の専決事項にする
 - 生み出された時間で課題に対する協議時間を増やす

2. 権限の見直し(県費負担教職員の人事)

(1) 一律に権限の見直しと
いっても



(2) 権限を見直したら生じること



(3) せめて選択制に

(1) 一律に地方分権といっても
岐阜県の市町村教委の学校教育の態勢

人口規模	市町村数	学校教育 指導主事等 教員籍数	学校教育 担当者数	教員の占め る割合
県教委	岐阜県	216人	293人	74%
40万～	岐阜市	21人	61人	34%
30万～40万	0			
20万～30万	0			
10万～20万	3	9.3人	23.6人	39%
5万～10万	9	4.3人	14.5人	30%
1万～ 5万	20	1.6人	7.8人	21%
0～ 1万	8	0.8人	7.3人	11%

県教委、教育事務所の調整機能

人事異動

- 教育事務所が市町村間を調整
- 市は独自に配置

採用配置

- 自治法派遣課長が面接官
- 勤続10年で他市町村へ異動

処分

- 対応のマニュアルの共有
- 報道へ役割分担の対応

(2) 権限を見直したら生じること

- 市町村間の格差ははっきりしている
- 機会均等のため人事交流は必要
- 任命権者変更の事務手続きの煩雑さ
- 事務手続きの軽減が技術的にできないなら、現状のままで

岐阜市(中核市)の選択

《権限委譲》

- 教員研修
- 定数配置(特学認可)
- 人事配置
- 懲戒権
- 教科書採択

《県にお願い》

- 人事管理システム
- 給与負担(調整)
- 採用
- 共済組合、公務災害
- (児童相談所)

オプションで

県教委との関係
地元教員養成大学との関係が背景にある

制度設計を選択できるように

- 地方分権を進めるなら、地方に選択させる
- 困っている市町村は実施できるように
- 業務量の増大を招く権限委譲は選択制に
- 一律に一つの仕組みの実施は分権に反する

3. 地域住民の意向の反映

- 今でもコミュニティ・スクール
- 地域を教育の場として
- 地域の教育者としての自覚を促すしくみ